

## 令和6年度 岩手県大船渡保健所運営協議会 開催結果及び会議録

### 第1 開催概要

日 時	令和7年2月10日(月)15時30分から17時00分
場 所	大船渡市猪川町字前田6-1 大船渡地区合同庁舎 4階 大会議室
出席者	委員24名中19名出席(別添「出席者名簿」のとおり。)
傍聴者	1名
議 事	1 議事(詳細は第2会議録のとおり) (1) 報告事項 ア 岩手県保健医療計画の取組状況について イ 令和6年度大船渡保健所の主要課題に係る取組状況について (ア) 地域振興プラン【沿岸広域振興圏】(令和5年度～令和8年度)の取組状況について (イ) 糖尿病性腎症重症化予防の取組について (ウ) 小規模町村支援の取組について (エ) 薬物乱用防止推進事業について (2) その他 2 その他 なし

### 第2 会議録

#### 【保健所長挨拶】

本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙のところ当運営協議会に御出席いただき、大変ありがとうございます。

また、日頃から、気仙圏域における保健、医療、福祉行政の推進に御尽力を賜り、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、保健所運営協議会につきましては、地域保健法第11条に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を御審議いただくため、県の条例に定めるところにより設置のうえ会議を開催しているところです。

県では、昨年度、気仙圏域の関係機関の皆様からも御意見をいただきながら、本年3月に「岩手県保健医療計画(2024～2029)」を策定したところであり、当圏域におきましても、保健・医療・介護・福祉の連携体制の強化や健康づくりの推進などに取り組んでいるところです。

本日は、本年度における保健所の取組を中心に御説明させていただき、皆様方から御忌憚のない御意見を賜り、今後の活動に活かして参りたいと考えております。

限られた時間の中ではございますが、活発な御討論をお願いいたしまして、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

#### 【議事】

##### (1) 報告事項

##### ア 岩手県保健医療計画の取組状況について

[赤岩次長]

それでは、議事の方に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、条例第4条第1項の規定に基づき、渕上会長に議長をお願いしたいと思います。

それではよろしくお願いたします。

[渕上会長]

それでは進行をさせていただきます。

議事（1）報告事項の「ア 岩手県保健医療計画の取組状況について」を事務局から説明をお願いします。

[佐々木管理福祉課長]

大船渡保健所管理福祉課の佐々木でございます。

岩手県保健医療計画につきましては、昨年度に当保健所が開催しました気仙圏域医療介護連携推進会議におきまして、次期計画の地域編の内容を御審議いただき、令和6年3月に新しい保健医療計画（2024-2029）として策定されたところでございます。

今回ご報告させていただく内容につきましては、その前の保健医療計画（2018-2023）の最終年度となります令和5年度において各関係機関で取り組まれた内容とともに、先ほどご説明いたしました新しい保健医療計画（2024-2029）における現時点での取組内容等につきまして、各関係機関から御報告いただき、取りまとめたものとなっております。

それでは、資料1-1をご覧ください。

資料の表、左から「圏域の重点取組」、「現状及び課題」、「課題への対応のために想定される取組」の欄につきましては、前保健医療計画（2018-2023）の地域編、資料1-2として添付させていただいておりますが、こちらから記載させていただいたものです。

このうち「課題への対応のために想定される取組」に対し、各関係機関において取り組まれた内容について、「R5年度における取組状況」欄に各関係機関から報告いただいた内容を基に、関係機関ごとに記載させていただいております。

さらに、資料の一番右の欄につきましては、新しい保健医療計画（2024-2029）における課題への対応のために想定される取組について、現時点において各関係機関での取組内容等を報告いただいたものを記載しております。

こちらは前保健医療計画に呼応する形で記載をお願いしている関係上、あくまで途中経過ということで記載をいただいていることから、新しい保健医療計画における課題すべてを網羅しているものではないことをご了承ください。

圏域の重点取組に基づき、（1）から（4）まで記載されておりますが、この中から当保健所における具体的な取組状況について、順に説明をさせていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

取組状況につきましては、右から二つ目の欄になります。

（1）がんの医療体制の取組のうち、喫煙率の低下を図る取組として、改正健康増進法の周知と関係機関への働きかけや、世界禁煙デーの啓発等による普及啓発を行っております。

次に資料の3ページをご覧ください。

がん検診の受診率向上を図る取組として、乳がん検診の受診率向上のための啓発や地元新聞への記事掲載を行っております。

次に、資料の5ページをご覧ください。

(2) 脳卒中の医療体制の取組のうち、広報活動や講習会等の充実を図る取組として、体組成計活用研修会の開催のほか、減塩リーダー研修会の開催、6ページに参りまして、健康出前講座や企業対象の健康セルフサポート事業の実施等を行っております。

また、減塩レシピの開発、普及等を進める取組として、外食栄養成分表示の推進や大型商店等における減塩キャンペーンの実施等を行っております。

次に、資料の8ページをご覧ください。

(3) 糖尿病の医療体制の取組のうち、糖尿病の予防を推進する取組として、糖尿病成人症重症化予防連絡会において作成した「継続治療呼びかけ」ポスターの掲示やリーフレットの配布、地元新聞や企業向け情報誌「保健所だより」による情報発信等を行っております。

資料の10ページをご覧ください。

関係機関の情報共有や連携を推進する取組として、気仙地域糖尿病性腎症重症化予防対策連絡会の開催し、その中で、医科歯科連携の具体的方策等の検討を行うなどしております。

資料の11ページをご覧ください。

(4) 在宅医療の体制の取組のうち、患者や家族をサポートしていく体制づくりとして、難病患者家族交流会の開催を行っております。

令和5年度の取組状況としては大まかに以上となりますが、それらを踏まえ、新しい保健医療計画のもと、今年度も各関係機関において様々な取組を行っております。

冒頭にお話しさせていただきましたが、令和6年度の取組状況については、一番右の欄に記載をさせていただいておりますが、途中経過となっておりますので、これまでの取組から継続しているものが中心に記載されております。

令和6年度の実施状況につきましては、来年度改めて関係機関等からの報告を踏まえ取りまとめさせていただく予定でございます。

このほか、新しい保健医療計画(2024-2029)における想定される取組として、(1)がんの医療体制の中において、新たに学習指導要領に基づく教育分野での取組が最後のページ15ページに記載されておりますので、参考までにご覧いただければと思います。

私からの説明は以上になります。

[淵上会長]

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

(特になし)

それでは質疑、討論がないようですので、これで報告事項のAは終了としたいと思います。  
次に移らせていただきます。

## イ 令和6年度大船渡保健所の主要課題に係る取組状況について

[淵上会長]

続いて、議事(1)報告事項の「イ 令和6年度大船渡保健所の主要課題に係る取り組み状況について」ですが、項目が4つありますので、(ア)から(エ)まで一括して事務局から説明をお願いします。

### (ア) 地域振興プラン【沿岸広域振興圏】(令和5年度～令和8年度)の取組状況について

[佐々木管理福祉課長]

それでは、大船渡保健所、今年度の各種事業の取組状況について御説明させていただきます。  
資料2をご覧ください。

こちらは、沿岸広域振興圏で策定している地域振興プランに係る、第3四半期分、令和6年12月末現在の取組内容を取りまとめたものでございまして、沿岸広域振興局保健福祉環境部の取組のうち、大船渡保健福祉環境センター分を抜粋したものでございます。

保健所業務につきましては、令和2年から感染症法に基づく新型コロナウイルスへの対応が多くを占めておりましたが、令和5年の5月に感染症分類が5類に移行になったことによりまして、それ以降、一般業務の正常化ということがひとつの課題ということで、重点的に取り組んできたところでございます。

なお、こちらの地域振興プランの状況につきましては、冒頭で申しましたが、当保健所が兼務しております行政機関である沿岸広域振興局保健福祉環境部の業務を記載されているものでありますので、保健所以外の業務も含まれております。

例えば、福祉関係の業務ということになりますが、記載はそのままとしておりますので、併せてご覧いただければと思います。

資料の1ページをご覧ください。

3の(1)、被災地の健康づくりとこころのケアということで各種施策を掲上しております。下の方、4の(1)、食の安全・安心の確保にも御覧のような事業に取り組んでいるところでございます。

資料の2ページをご覧ください。

(3)動物愛護思想の普及と動物のいのちを大切にす取組としまして、動物愛護の取組なども進めております。

5の(1)自然環境の保全と活用の推進ということで、ジオパークを活用した環境学習なども取組を進めております。

資料の3ページをご覧ください。

6の(1)、結婚支援や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援ということで結婚支援事業など各種事業も取組を進めているところです。

資料の4ページをご覧ください。

高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進ということで、各種介護予防や認知症サポーター養成など、こういった各種取組も進めております。

資料の5ページをご覧ください。

7の(1)、医療・介護人材の確保、それから食生活改善や生活習慣の定着など、健康づくり事業などにも取り組んでおります。

資料の6ページをご覧ください。

最後になりますが、(3)こころのケア対策などによる自殺予防対策ということで出前講座の周知など、こういった一連のものを保健福祉環境センターとして取組を進めているところでございます。

なお、表の真ん中のところに、進捗状況として二重丸、丸、三角ということで評価をしておりますが、概ね順調ということで取組を進めているものと認識をしております。

私からの説明は以上になります。

#### (イ) 糖尿病性腎症重症化予防の取組について

[岩山上席栄養士]

大船渡保健所の岩山と申します。大変お世話になっております。

私からは、資料3の糖尿病性腎症重症化予防についてご報告いたします。

当所では、管内の医科・歯科・薬局・行政で構成する「気仙地域糖尿病性腎症重症化予防対策連絡会」、以下、「連絡会」と省略いたしますが、令和3年度から開催し、関係機関と連携した具体の取組を本格化させています。

1 気仙地域の糖尿病を取り巻く状況ですが、糖尿病の粗死亡率は、男女とも全国・県より高く、血糖値の高い方と治療中を含めた割合は男女とも5割を超え、特に女性で全国・県より高値となっています。また、透析予備群である糖尿病性腎症の患者は、糖尿病全体の約1/3を占めるという状況です。

2 連絡会の概要です。

気仙地域の課題を共有し、効果的な連携方法を検討・推進することを目的とし、構成機関と役割は表のとおりです。

患者のサポート体制は図のとおりで、患者も構成機関も、糖尿病連携手帳を確認・記入することにより、治療状況の情報共有を図る、必要に応じて、患者の同意を得て関係機関に紹介する、このような体制で取組を進めています。

保健所の主な役割は、連携の核となる連絡会の開催、そして連絡調整、普及啓発などです。

裏面に進みまして、3 今年度の当所の取組状況です。

9月に連絡会を開催しましたが、踏み込んだ意見が先生方から多数出され、閉会后もしばらく意見交換が続くなど、先生方の糖尿病重症化予防への熱い思いが感じられる充実した会議となりました。

連絡会の他には、歯科保健医療従事者研修会として、気仙歯科医師会との共催により歯科医師等を対象とした研修会を開催し、共通の連絡様式など、医科歯科連携の具体方法について検討を行いました。

また、労働基準協会との共催により事業所の衛生担当者を対象とした糖尿病予防講話を実施、糖尿病協力医である広田診療所・坪井先生を講師に、口腔ケアも含めた生活習慣改善と継続治療の重要性について事例も交えてお話いただきました。

3ページに入りまして、中段あたりにカードのデザインがありますが、患者さんが糖尿病連携手帳を提出しやすくなるよう、医療機関や薬局の受付窓口に掲示する「案内カード」の作成も行いました。

「取組の効果」です。

事業所衛生担当者への講話は、昨年度は歯科医師、今年度は糖尿病協力医を講師に実施しましたが、先生方からの直接の呼びかけは、健康管理や継続治療の重要性を理解いただくのに大変効果的でしたので、来年度以降も継続したいと考えております。

こちらをご覧ください（※実物を提示）。昨年度作成したポスターは非常に反響が大きく、企業や団体からの出前講座の依頼が増えています。今年度、医師会のご配慮で、小規模事業所にもポスターを配付いただきましたので、働く世代の皆さんに目にさせていただく機会がさらに増えました。

なお、昨年度はポスターと併せてリーフレットも作成しており、こちらは参考までに5～6ページに添付しておりますのでご覧ください。

「課題」ですが、血圧に関しても、気仙管内は県内でも特に有所見率が高く増加傾向にあることから、糖尿病と併せて改めて自己管理や継続治療について広く啓発が必要と考えています。

「今後の取組の方向性」として、連絡会では患者個別サポートの本格実施と取組の評価、働く世代へは事業所を対象とした医師や歯科医師による講話の継続、有所見率の高い業種に絞った働きかけの実施、事業所向け情報誌を活用した普及啓発など、商工・労働機関の協力も得た展開を検討しています。

「まとめ」です。

医師会・歯科医師会・薬剤師会の先生方の熱い思いと、各市町の協力により、コロナ禍でも連絡会を継続し、具体の取組開始まで進んでいます。

この取組が拡大・浸透すれば、おのずと糖尿病以外の疾病も良好に向くと考えています。

しかし、取組を進めて行くにはまだまだ課題が山積していますので、今後も連絡会での「顔の見える関係づくり」を大事に、保健所の役割を果たしていきたいと思えます。

以上になります。

#### (ウ) 小規模町村支援の取組について

[豊間根保健課長]

保健課の豊間根でございます。

続きまして、(ウ)小規模町村支援の取組について、資料4により説明させていただきます。

今年度、保健師を住田町に派遣し、地域保健活動の業務支援を実施していることからご報告させていただきます。

支援に至る背景としましては、住田町では、令和6年4月現在退職等により保健師3名の欠員となり、保健師の正職員が2名となることから、住田町より県へ保健所保健師の派遣について支援の要望があり、住田町と県ふるさと振興部市町村課を始め関係部署において協議を重ね、令和6年度保健所保健師の派遣による業務支援を実施方針とすることになったものです。

また、当該支援は達増知事がマニフェストに掲げている「市町村と連携した県政」の一環として行うもので、保健福祉、土木など小規模自治体において門職員が不足している分野において、小規模自治体からの要請に応じて専門職員を派遣する仕組みづくりとして、今年度は住田町を含め県内2町村へ試行的に保健所保健師の派遣を実施しているものとなります。

次に支援の概要ですが、支援方法としては、住田町と岩手県による協定に基づく保健師派遣としております。

支援期間としては、令和6年7月1日から令和7年3月31日までとなります。

支援実施に向けて、住田町と支援方法の基本的な枠組みや住田町が求める業務支援内容と保健所における対応可能な業務内容のすり合わせ、支援担当職員の選任や保健所内の支援体制の調整など、様々な協議を重ね、令和6年7月1日付けで住田町と岩手県において協定を締結することができたものです。

支援の内容としては、当所の主任保健師1名を主な派遣職員とし、原則週3日住田町へ派遣しています。支援にあたる主な業務としては、保健所保健師として経験や知見を活かせる主に精神保健福祉業務と自殺対策業務としておりますが、母子保健、成人保健、各種検診業務など保健分野の業務全般に携わっております。

この度の支援は、保健師の人員不足に伴い住田町民への地域保健サービスの低下が懸念されたことによる緊急的な支援として当所保健師を派遣しているところであり、引き続き年度内の支援に努めて参りたいと思えます。

#### (エ) 薬物乱用防止推進事業について

[千葉上席薬剤師]

続きまして、(エ) 薬物乱用防止推進事業について、環境衛生課の千葉からご説明させていただきます。

資料5をご覧くださいと思います。

まず、「はじめに」ということで、薬物乱用防止につきましては、覚醒剤や大麻などの禁止薬物に加え、近年では、一般用医薬品の過剰摂取、オーバードーズなど言われることがあります。そういったことが若年層を中心に広がって社会問題となっております。

この気仙地域において、特にこの薬物事犯や相談が増加しているという傾向は見受けられないものの、未然防止ということで普及啓発を中心に取組を実施しておりますので、そちらについてご説明させていただきます。

まず、「薬物乱用防止推進事業」ということで、県の施策でございます。

まず、薬物乱用防止指導員という方々を県から委嘱いたしまして、地域において、いろいろな指導を行っていただいているところでございます。

この地域では、薬剤師や保護司など、22名の方を委嘱させていただいております。学校での薬物乱用防止教室や地域の集会等で啓発等を行っていただいております。

保健所といたしましては、指導員に対する研修会の実施や啓発資材の調製、この活動の実績の取りまとめ等を行っているところでございます。

続きまして、2の(2) 関連行事というところでございます。

以下の4つのキャンペーン、全国的に展開されている運動でございますけれども、こういったところで啓発を強化して、薬物乱用防止の啓発をしているところでございます。

まず、不正大麻・けし撲滅運動というのが、5月から8月にかけて行われております。

こちらにつきましては、後ほど詳しく3番の方で説明させていただきます。

続きまして、ダメ、ゼッタイ普及運動というところで、この用語は薬物乱用はダメ、ゼッタイと広く浸透しているかと思いますが、そういった普及活動が6月から7月にかけて行われ、その活動の一環としてヤング街頭キャンペーンを6月26日に行っております。この6月26日というのは、国連総会の決議に基づいて国際麻薬乱用撲滅デーとなっており、この近辺にヤング街頭キャンペーンということで、お子さんたちを引き連れチラシを配布するなど、いろいろなキャンペーンが全国的に行われているものでございます。

あと、麻薬・覚醒剤乱用防止運動ということで、10月から11月にかけて、これも全国各地でシンポジウムが行われておりまして、取組を強化しているところです。

それから(3)、保健所は薬物関連相談窓口として、いろいろな薬物関連の相談を受け付ける窓口となっているので、随時こちらは対応しているというところです。

続きまして、3の不正けし抜去指導についてですが、特に昨年から今年にかけて気仙地域において、不正けしについて特に対応する事例があったので、こちらをご報告いたします。

例年5月から8月にかけて、先ほど申し上げました不正大麻・けし撲滅運動というものをやっているのですが、これは犯罪予防の観点から各地に自生している大麻やけしを撲滅しようということで、警察などと連携して実施しているところでございます。

大麻に関しましては、昨年12月に医療用の用途が認められまして、医療用大麻として、適正流通しているものがありますが、当然ながら、これによらないところのいわゆる違法な大麻、それから、自生大麻というのは県内にもございまして、昔、繊維を取るために大麻を栽培していたという時代の流れから、自生の大麻というのが県北を中心にまだ残っている状況で、こういったものを撲滅するという運動となっております。

それから、けしにつきましては、こちらの気仙地域においても不正なけしというのがございまして、それを多数見つけたという事例があったのでご紹介します。

さきに資料の裏面をご覧くださいますと、カラー刷りで違法なけしというところで載せていますが、違法ではないけしというのをご覧くださいと、真ん中の写真にあるヒナゲシなどについては、市内のいたるところで春先から夏にかけて群生しています。この中に違法なけしというのが稀にございまして、上に3つ書いてありますが、ケシ、少し見づらいですがソムニフェルム種やアツミゲシというようなけしがたまに混じっていることがありますので、これらを撲滅するために、監視指導等を強化しているところです。

資料の表に戻っていただきまして、当所におきましては、令和5年度に先ほどのアツミゲシという種類のけしを多量に発見しまして、抜去指導を住民の方々に行ったというところでございます。

意図的に栽培していますと、当然違法なので逮捕されることとなりますが、基本的には、観賞用として違法という認識がなく、誰かからもらったものが広がって増えてしまったというケースが大半です。

令和5年度においては、この気仙地域で21ヶ所、1万1400本を抜去いたしました。

これは、昨年度の岩手県全体のけしの抜去本数の9割弱を占めたという状況でございます。

それから、これにつきましては、数年で種が落ちて拡大するため、撲滅するためには何年間か継続して見回りをしなければならないため、引き続き本年度も対応したというところでございます。

まとめになります。薬物乱用につきましては、主に首都圏を中心として問題になっていると思われ、SNSの普及等によって、以前より簡単に手に入りやすいというような状況になっております。

ですので、健康で住みよい社会環境づくりを進めるため、特に若年層に対する普及啓発に力を入れていくという状況でございまして、今後も続けていく必要があります。

昨年度、特にアツミゲシの多数自生が確認されました。岩手県内においても、特に暖かい気候など好条件が昨年度はありましたので、そういったところで増えたものと考えておりますので、引き続き監視を強化して撲滅を図って参りたいと思っております。

私からの説明は以上になります。

[渕上会長]

ただいま、議事（1）報告事項のイ、令和6年度大船渡保健所の主要課題に係る取組状況について、（ア）から（エ）まで説明をいただきました。

ただいまの事務局の説明に対して、ご意見、ご質問等、ございます方は発言をお願いします。

[神田委員]

大変お世話になっております。

先ほどの報告の中にもありますけれども、地域保健活動への業務支援ということについて本当に助かっていました。改めて感謝いたしたいと思っております。ありがとうございます。

まさに医療と介護、保健福祉分野ということで、医療においては高齢化という部分にも踏み込む必要性もありますけれども、岩手の現状を見ますと、広域化という考え方も本当に重要なことだと考えています。

そうした中で、最初に説明のあった地域振興プラン、来年度から4ヵ年の後半に入ってくると



いう状況になるわけですが、そうした中で、人材のネットワーク構成も含めてなんですが、人口減少、少子化という中で、どう人材を確保、育成していくのか、ということが本当にますます厳しくなってくると思っています。

そういう部分で、この気仙地区でも、ある地域でいうと、外国人の比率も高いというような状況にある中で、外国人人材の活用といいますか連携の在り方、そういう部分を工夫していく必要性を考えていかなければいけないとも考えますが、その辺の検討はなされているのか、また、考え方が別ございましたら教えていただければと思います。

[赤岩次長]

ご意見ありがとうございます。

ただいまのお話というのは、広い分野に跨ってくることかと思えます。

例えば、外国人人材ということであれば、介護の分野もそうですし、医療の分野というのもあるかと思えます。

ここにつきましては、保健所の段階で具体的に対応を考えているというものではございませんが、冒頭にありました保健医療計画であるとか、様々な分野の中での人材の活用については、県の段階でも課題として認識しています。

大船渡保健所として、すでにこの地域で活用を何か考えているといった段階ではございませんが、こちらの方でも情報収集等しながら、神田委員がおっしゃるとおり、人材不足というところは当圏域も含めて県全体での課題となってくると思いますので、必要な対応については県本庁とともに考えていきたいと思えます。

[淵上会長]

他にはございませんか。

(特になし)

それでは、ないようですので報告事項イについては終了といたします。

## (2) その他

[淵上会長]

次に議事の(2)その他でございます。

事務局から準備されました議事はすべて終了したところでございますが、委員の皆様方からお知らせする事項等ございましたら、発言をお願いいたします。

(特になし)

それではないようですので、以上で予定されていた議事についてはすべて終了となります。

議長としての役目を終えさせていただきます。

一言だけお礼というかですね、本当に年末年始にかけての鳥インフルエンザに対する対応については、大変ご苦労さまでした。

起りうる危機ということで、当市や県内各市にも協力要請が来るなど、かなりの規模であったと思い、大変ご苦労されたと思っておりますし、またこのことにつきましても、大変ご苦労

さまでした。感謝を申し上げます。

それでは、様々、議事進行に御協力いただきましたことに感謝を申し上げまして、以上で役目を終えさせていただきます。ありがとうございます。

事務局に進行をお返しいたします。

[赤岩次長]

淵上会長、円滑な議事進行ありがとうございました。

【その他】

[赤岩次長]

それでは次第の最後、5のその他でございます。

事務局の方では連絡事項等準備はしておりませんが、全体を通じてもし何か、委員の皆様から本日ご説明させていただいた以外でもご意見等ございましたら、こちらでお受けしたいと思えます。

(特になし)

もし、この場ではなくても何かご質問、ご意見等ございましたならば、直接、保健所の方に随時頂戴できれば、こちらの方で必要な対応等進めて参りたいと思えますので、よろしくお願ひします。

特になければ、これをもちまして、令和6年度岩手県大船渡保健所運営協議会を終了いたします。

本日は大変ありがとうございました。